

I 校内指導体制及び関係機関

いじめ対策委員会について

- 校長、教頭及び生徒指導部長を中心に、保健部長、学年主任、養護教諭等で構成する。
(事案の状況に応じて、関係職員及びスクールカウンセラー、弁護士、市教育委員会児童生徒支援課職員などからなるメンバーを適宜編成する)
- 教育相談委員会と連携し、事案解決後も継続的に指導・支援するため、必要に応じて個別支援計画を立てる。

組織図

面談、アンケート等により積極的に把握

発見・注意

加害者
いじめ・からかい・暴力等



被害者

傍観者

他生徒・教師・保護者

相談・訴え

事実確認

相談・訴え

事実確認

担任・学年・部活動顧問・教師・養護教諭

- 【関係機関】**
- ・ 明石警察署
生活安全課少年係
(078) 922-0120
 - ・ 明石少年サポートセンター
(078) 924-9535
 - ・ 県警本部サイバー犯罪対策課
(078) 341-7441(代)
 - ・ 明石市青少年育成センター
 - ・ 社会福祉協議会

助言

報告

報告

相談・連携

報告

助言

【いじめ対策委員会】

校長	教頭	生徒指導部長
保健部長	各学年主任	養護教諭

その他状況に応じて

- ・ 生徒指導担当
- ・ 関係学級担任
- ・ 特別支援コーディネーター

- ・ スクールカウンセラー
- ・ 弁護士
- ・ 市教育委員会児童生徒支援課職員

報告、説明

協議

【家庭訪問】
被害者宅

生徒指導部会
教育相談委員会
人権教育推進委員会

連携
情報交換

職員研修会
マニュアル見直し

職員会議

保護者説明会

被害者への対応

- ・ 学級担任
- ・ 関係教諭
- ・ 生徒指導部

加害者への対応

- ・ 学級担任
- ・ 関係教諭
- ・ 生徒指導部

傍観者への対応

- ・ 学級担任
- ・ 学年主任
- ・ 生徒指導部

保護者への対応

- ・ 学級担任
- ・ 学年主任
- ・ 生徒指導部

マスコミへの対応

- ・ 校長
- ・ 教頭

継続的指導

再発防止・未然防止